

(様式1)

確 認 書

【教員免許状について】

内容を確認し、該当する場合は□にチェックを入れてください。

□ 私は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項第1号から第3号まで及び同法第11条に該当し免許状が失効又は取上げとなった者ではありません。

【刑罰・処分歴について】

「有」、「無」を選択し、○で囲んでください。「有」の場合は「年月日」に判決確定年月日又は処分年月日を記入し、「内容」に刑罰又は処分の内容を記入してください。

なお、刑罰歴は、罰金刑（道路交通法違反を除く）以上のものを記載してください。また、処分歴は、懲戒処分及び分限処分の内容を記載してください。

刑罰・処分歴の有無	年月日	内容
有 ・ 無	昭・平・令 年 月 日	

大分県教育委員会 殿

年 月 日

現住所

氏 名

印

※上記内容に虚偽の記載があった場合、任用を取り消すことがあります。

【参考】教育職員免許法 （抜粋）

第5条 略

(1)～(2) 略

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第10条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

(1) 第5条第1項第3号又は第6号に該当するに至ったとき。

(2) 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

(3) 公立学校の教員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第28条第1項第1号又は第3号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

2 略

第11条 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第1号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第1項第2号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

(1) 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。

(2) 地方公務員法第29条の2第1項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第1項第3号に規定する者の場合における同法第28条第1項第1号又は第3号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。

3 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げることができる。